

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	13
○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	56
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）（附則第八条第一号関係）	．．．．．	62
○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）（附則第八条第二号関係）	．．．．．	63
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（抄）（附則第八条第三号関係）	．．．．．	64
○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（附則第八条第四号関係）	．．．．．	65
○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）（抄）（附則第八条第五号関係）	．．．．．	66
○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）（附則第八条第六号関係）	．．．．．	68
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係）	．．．．．	70
○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）（附則第十条関係）	．．．．．	72
○ 港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）（抄）（附則第十一条関係）	．．．．．	73
○ 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）（抄）（附則第十二条関係）	．．．．．	74
○ 港湾法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十三号）（抄）（附則第十三条関係）	．．．．．	76
○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）（附則第十四条関係）	．．．．．	77
○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第十五条関係）	．．．．．	79
○ 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）（附則第十六条関係）	．．．．．	80

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（附則第十七条関係）	．．．．．	90
○ 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）（附則第十八条関係）	．．．．．	91
○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）（附則第十九条関係）	．．．．．	92
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十条関係）	．．．．．	93

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（指定港湾の指定）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（指定特定重要港湾の指定）</p>

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを、指定港湾として指定するものとする。

2 前項の指定は、二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、当該二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾について一体としてすることができ。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の指定港湾（以下単に「指定港湾」という。）について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定港湾について指定を取り消すものとする。

5 (略)

(港湾計画)

第二条の二 国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。

2 前項の指定は、二以上の特定重要港湾の港湾管理者の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、当該二以上の特定重要港湾について一体としてすることができ。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の指定特定重要港湾（以下単に「指定特定重要港湾」という。）について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定特定重要港湾について指定を取り消すものとする。

5 (略)

(港湾計画)

第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

4 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

5～7 (略)

8 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。

9 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

4 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

5～7 (略)

8 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。

9 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

10・11 (略)

(設立等)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、次に掲げる区分により、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾については国土交通大臣

二・三 (略)

5～8 (略)

9 第七項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、かつ、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾については総務大臣に協議して調停する。

10 (略)

(地方港湾審議会)

10・11 (略)

(設立等)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 重要港湾については国土交通大臣

二・三 (略)

5～8 (略)

9 第七項の申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ、重要港湾については総務大臣に協議して調停する。

10 (略)

(地方港湾審議会)

第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港務局に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 (略)

(地方港湾審議会)

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長(当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会)の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 (略)

(費用の負担)

第四十二条 港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設(これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模なものを除く。)の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用

第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、重要港湾の港務局に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 (略)

(地方港湾審議会)

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長(当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会)の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 (略)

(費用の負担)

第四十二条 港湾管理者が、重要港湾において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設(これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模なものを除く。)の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれそ

は、国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

2 3 4 (略)

(費用の補助)

第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に對し、次に掲げる基準で補助することができる。

一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、外郭施設又は係留施設のうち、前条第一項の国土交通省令で定める小規模なもの建設又は改良の港湾工事については十分の四以内

二 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内

三 3 5 (略)

(入港料)

第四十四条の二 (略)

2 国際戦略港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 3 4 (略)

の十分の五を負担する。

2 3 4 (略)

(費用の補助)

第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に對し、次に掲げる基準で補助することができる。

一 重要港湾における水域施設、外郭施設又は係留施設のうち、前条第一項の国土交通省令で定める小規模なもの建設又は改良の港湾工事については十分の四以内

二 重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内

三 3 5 (略)

(入港料)

第四十四条の二 (略)

2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 3 4 (略)

(収支報告)

第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 指定港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）を運営し、又は運営しようとする者は、指定港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

- 一 指定港湾の港湾計画に適合するものであること。
- 二 指定港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三・四 (略)

2～9 (略)

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定港湾ごとに、特定国際コンテナ埠

(収支報告)

第四十九条 重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定める手続により、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表し、且つ、その写を国土交通大臣に提出しなければならない。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 指定特定重要港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

- 一 指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。
- 二 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三・四 (略)

2～9 (略)

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定特定重要港湾ごとに、特定国際コ

頭の機能の高度化による当該指定港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2～5 （略）

（勧告）

第五十一条 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

（直轄工事）

第五十二条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 国際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事

二 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設（前号に規定

ンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定重要港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2～5 （略）

（勧告）

第五十一条 国土交通大臣は、重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設くべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

（直轄工事）

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設とし

する係留施設を除く。)又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事

三| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事

四| (略)

五| 前各号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。

一| 国際戦略港湾における係留施設であつて、前項第一号の国土交通省令で定めるもの 十分の三

二| 前号に掲げる施設に附帯する荷さばき地 三分の一

三| 国際戦略港湾又は国際拠点港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設(これらの施設のうち、国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。)又は臨港交通施設(第一号及び第八号に掲げる施設を除く。)

三分の一

て国土交通省令で定めるものの港湾工事

二| 重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事

三| (略)

四| 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。

一| 特定重要港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設(これらの施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。)又は臨港交通施設(第六号に掲げる施設を除く。) 三分の一

四| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（第一号、前号及び第八号に掲げる施設を除く。） 十分の四・五

五| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の五

六| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 三分の二

七| (略)

八| 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前項第五号に掲げる港湾工事に係るものに限る。） 十分の五

3 (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設（特定国際コンテナ埠頭を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者（以下この条において単に「港湾管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当する

二| 重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前号及び第六号に掲げる施設を除く。） 十分の四・五

三| 重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の五

四| 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 三分の二

五| (略)

六| 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前項第四号に掲げる港湾工事に係るものに限る。） 十分の五

3 (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 重要港湾における特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設（特定国際コンテナ埠頭を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者（以下この条において単に「港湾管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請すること

ものである旨の認定を申請することができる。

2512 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

255 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 (略)

2 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係留施設の建設又は改良の工事を施行しようとする場合において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五を超えることとなるときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

附則

ができる。

2512 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

255 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 (略)

2 国土交通大臣は、重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係留施設の建設又は改良の工事を施行しようとする場合において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえることとなるときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

附則

(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する特例)

5 重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるものにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する国の負担又は補助については、当分の間、国際拠点港湾における港湾工事の例による。

(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する特例)

5 重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるものにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する国の負担又は補助については、当分の間、特定重要港湾における港湾工事の例による。

○ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 港湾計画等(第三条の二―第三条の四)</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p>第七章 港湾運営会社</p> <p>第一節 港湾運営会社の指定等(第四十三条の十一―第四十三条の二十)</p> <p>第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等(第四十三条の二十一―第四十三条の二十四)</p> <p>第八章 雑則(第四十四条―第六十四条)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この法律で「埠頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 港湾計画等(第三条の二・第三条の三)</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p>第七章 雑則(第四十四条―第六十三条)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の
総体をいう。

(削除)

(指定港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾であつて、
長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者
により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留
施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係
留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コ
ンテナ埠頭を有するものうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令
で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当
該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の運営の効率化を図ることが国際競争
力の強化のために特に重要なものを、指定港湾として指定するものとす
る。

2 前項の指定は、二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者
の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、
当該二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾について一体としてするこ
とができる。

3 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定める
ところにより、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の指定港湾（以下単に「指定港湾」という。

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第三条の二 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

3 六 (略)

(港湾計画)

第三条の三 (略)

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3 一 11 (略)

(港湾計画の変更の提案)

第三条の四 第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者は当該

() について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定港湾について指定を取り消すものとする。

5 第三項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第三条の二 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

3 六 (略)

(港湾計画)

第三条の三 (略)

2 港湾計画は、基本方針に適合し、且つ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3 一 11 (略)

指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対して、同条第六項の規定による指定を受けた者はその指定をした港湾管理者に対して、それぞれ港湾計画を変更することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る港湾計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2| 前項の規定による提案を受けた港湾管理者は、当該提案に基づき港湾計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(業務)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項第十三号に規定する料金表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第四十五条第一項若しくは第二項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第五項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

5 (略)

第七章 港湾運営会社

第一節 港湾運営会社の指定等

(港湾運営会社の指定)

(業務)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項第十三号に規定する料金表は、港務局が自ら定めた料金の外、第四十五条の料金で港務局に報告され、又は港務局に知れているものに関する事項を包含しなければならない。

5 (略)

第四十三条の十一 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、国際戦略港湾ごとに一を限つて、当該国際戦略港湾における埠頭群（同一の港湾における二以上の埠頭）これを構成する係留施設及び当該係留施設に附帯する荷さばき地その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設が国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産からなるものうち、その用途及び配置に応じて国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）の総体をいう。以下同じ。）を運営する者として指定することができる。

一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四 当該国際戦略港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際戦略港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。

2 その埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資するものとして国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾に係る前項の規定

- による指定は、当該二以上の国際戦略港湾の埠頭群について、一体として一を限つてするものとする。この場合において、同項中「当該国際戦略港湾」とあるのは、「当該申請に係る二以上の国際戦略港湾」とする。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 4 国土交通大臣は、第二項の規定による指定について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
 - 6 国際拠点港湾の港湾管理者は、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、一を限つて、当該国際拠点港湾における埠頭群を運営する者として指定することができる。
 - 一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際拠点港湾の港湾計画に適合するものであること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。
 - 三 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。
 - 四 当該国際拠点港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際拠点港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。

7| 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の規定による指定をしないものとする。

一| 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。次号において「役員」という。)のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者があること。

二| 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者があること。

8| 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

9| 前項の規定により縦覧に供された申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該縦覧をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に意見書を提出することができる。

10| 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者の同意を得なければならない。

11| 国際拠点港湾の港湾管理者は、第六項の申請に係る埠頭群が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において、同項の規定による指定をし

ようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければなら
ない。

一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十
八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

12 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の
規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当
該指定を受けた者（以下「港湾運営会社」という。）の商号及び本店の
所在地を公示しなければならない。

13 港湾運営会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするとき
は、あらかじめ、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾
管理者に届け出なければならない。

14 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前項の規定による届
出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示
しなければならない。

第四十三条の十二 前条第一項又は第六項の規定による指定を受けようと
する者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申請書を国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなけ
ればならない。

一 商号及び本店の所在地

二 次に掲げる事項を記載した埠頭群の運営の事業に関する計画（以下「運営計画」という。）

イ 埠頭群（当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。ロ及びハにおいて同じ。）において施設又は役務を提供する時間

ロ 埠頭群の運営に必要な荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設であつて、自らその建設又は改良を行うものの位置、種類、構造その他の国土交通省令で定める事項

ハ 埠頭群の運営の体制に関する事項として国土交通省令で定めるものの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（運営計画の変更）

第四十三条の十三 港湾運営会社は、運営計画を変更しようとするときは、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十三条の十一第一項（第三号を除く。）の規定は前項の国土交通大臣の認可について、同条第六項（第三号を除く。）の規定は前項の国

際拠点港湾の港湾管理者の認可について、それぞれ準用する。

3| 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が第一項の認可をしようとする場合について準用する。

4| 国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定について第四十三条の十一第十一項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾運営会社について第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

5| 港湾運営会社は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に届け出なければならない。

(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 港湾運営会社が第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けたときは、当該指定又は認可に係る運営計画に記載された第四十三条の十二第一項第二号口の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良のうち、当該建設又は改良を行うに当たり、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

(合併及び分割)

第四十三条の十五 港湾運営会社の合併及び分割の決議は、その指定をし

た国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2| 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が前項の認可をしようとする場合について、第四十三条の十三第四項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が前項の認可をしようとする場合について、それぞれ準用する。

(区分経理)

- 第四十三条の十六 港湾運営会社は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

- 第四十三条の十七 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、埠頭群の運営の事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定を受けた港湾運営会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

- 2| 国土交通大臣は、前項の命令をするに当たり、必要があると認めるときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対し、意見を求めることができる。

(事業の休止及び廃止)

- 第四十三条の十八 港湾運営会社は、埠頭群の運営の事業の全部を休止し

、又は廃止しようとするときは、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の許可を受けなければならない。

2| 第四十三条の第十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の許可をしようとする場合について準用する。

3| 国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定について第四十三条の第十一第十項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾運営会社について第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

4| 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知をした国際拠点港湾の港湾管理者に対し、第一項の許可に関し必要と認める意見を述べることができる。

(指定の取消し)

第四十三条の十九 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定を受けた港湾運営会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の第十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消すことができる。

一 埠頭群の運営の事業を適正に行うことができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

三 第四十三条の第十七第一項の規定による命令に違反したとき。

2 | 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定を受けた港湾運営会社が前条第一項の規定による埠頭群の運営の事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消すものとする。

3 | 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

4 | 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、前条第三項及び第四項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、それぞれ準用する。

(指定を取り消した場合における措置)

第四十三条の二十 | 国際戦略港湾の港湾運営会社は、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項の規定による指定を取り消されたときは、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全部を、当該国際戦略港湾の港湾管理者又は当該埠頭群の運営の事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならない。

2 | 国際拠点港湾の港湾運営会社は、前条第一項又は第二項の規定により

第四十三条の十一第六項の規定による指定を取り消されたときは、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は当該埠頭群の運営の事業の全部を承継するものとして当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定する港湾運営会社に引き継がなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消された場合における埠頭群の運営の事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等

(議決権の保有制限)

第四十三条の二十一 何人も、港湾運営会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この章において同じ。）の百分の二十（その者が港湾運営会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として国土交通省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条において「保有基準割

合」という。)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2| 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の国土交通省令で定める場合において、港湾運営会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3| 前項の場合において、港湾運営会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、特定保有者になつた旨その他国土交通省令で定める事項を当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に届け出なければならない。

4| 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、港湾運営会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者

となるために必要な措置をとらなければならない。

5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、港湾運営会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の国土交通省令で定める特別の関係にある者が港湾運営会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

6 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第四十三条の二十二 港湾運営会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（地方公共団体及び港務局以外の者に限る。以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、国土交通省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該港湾運営会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他国土交通省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第四十三条の二十三 前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(発行済株式の総数等の公表)

第四十三条の二十四 港湾運営会社は、国土交通省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

第八章 (略)

(港湾管理者以外の者の料金)

第四十五条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な

第七章 (略)

(港湾管理者以外の者の料金)

第四十五条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な

施設又は役務の提供に対し料金（港湾運営会社が収受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。）を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

2 港湾運営会社は、その運営する埠頭群の利用に関する料金として国土交通省令で定める料金を収受しようとするときは、料率を定め、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の規定により港湾運営会社から書面の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該書面に記載された料率が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、期限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該埠頭群を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

4 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

5 国土交通大臣は、第二項の規定による書面の提出を受けた場合において、第三項の規定による命令をしないこととしたときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に当該書面の内容を通知す

施設又は役務の提供に対し料金を徴収しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

るものとする。

6| 前各項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

(削除)

2| 前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 指定港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭(以下「特定国際コンテナ埠頭」という。)を運営し、又は運営しようとする者は、指定港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

一 指定港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 指定港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三 必要な経済的基礎を有し、かつ、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

2| 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3| 特定港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、

- 4| 国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 4| 特定港湾管理者は、第二項の認定をするに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5| 前項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。
- 6| 特定港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者（以下「認定運営者」という。）の氏名又は名称、特定国際コンテナ埠頭の運営の概要、前項の規定により提出された意見書の処理の経過その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 7| 特定港湾管理者は、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき、認定運営者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 8| 特定港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた認定運営者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、特定港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。
- 9| 国土交通大臣は、特定港湾管理者に対し、前項前段の規定による認定

(国際戦略港湾運営効率化協議会)

第五十条の四 国土交通大臣、国際戦略港湾の港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の港湾運営会社は、国際戦略港湾(第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この条において同じ。)ごとに、当該国際戦略港湾に係る埠頭群の一体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、国際戦略港湾運営効率化協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

(削除)

2・3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(港湾施設の貸付け等)

第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法第三条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければなら

の取消しに関し必要と認める意見を述べることができる。

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定港湾ごとに、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、特定港湾管理者の長、国土交通大臣その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び認定運営者をもつて構成する。

3・4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(港湾施設の貸付け等)

第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け

ない。

2・3 (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 重要港湾における特定埠頭(同一の者により一体的に運営される埠頭をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者(以下この条において単に「港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

2・12 (略)

(埠頭群を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、その指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を当該港湾運営会社に貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による貸付けをしようとするときは、当

、又は管理を委託しなければならない。

2・3 (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設(特定国際コンテナ埠頭を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者(以下この条において単に「港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

2・12 (略)

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を認定運営者に貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の貸付けをしようとするときは、当該貸付けに

該貸付けに係る港湾施設の貸付けの期間について、あらかじめ、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 国際戦略港湾の港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を当該港湾運営会社に貸し付けることができる。

5 国際拠点港湾の港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を当該港湾運営会社に貸し付けることができる。

6 第一項、第四項又は前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

7 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項の規定による貸付けについて、同法第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定は第五項の規定による貸付けについて、地方自治法第二

係る港湾施設の位置及び名称、貸付けの時期その他の国土交通省令で定める事項について、あらかじめ、特定港湾管理者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 特定港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付けることができる。

5 第一項及び前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項の貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第四項の貸付けについて

百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第四項又は第五項の規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

8 第四項の規定により国際戦略港湾の港湾管理者が同項に規定する行政財産を第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合」と、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

9 第五項の規定により国際拠点港湾の港湾管理者が同項に規定する行政財産をその指定を受けた港湾運営会社に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十五条第五項の規定により貸付けをする場合」とする。

10 前各項に定めるもののほか、埠頭群の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 国は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港

、それぞれ準用する。

7 第四項の規定により特定港湾管理者が同項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

8 前各項に定めるもののほか、特定国際コンテナ埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コ

湾運営会社)に対し、埠頭群を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、同条第三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と読み替えるものとする。

(登録)

第五十六条の二三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

ンテナ埠頭)を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同条第三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と読み替えるものとする。

(登録)

第五十六条の二三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、港湾建設等関係者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ・ハ （略）

3 5 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十四条第二項において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、港湾建設等関係者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ・ハ （略）

3 5 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十三条第一項において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 (略)

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第六十一条 第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3| (略)

4| (略)

5| 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一| 第四十三条の二十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二| 第四十三条の二十二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

6| (略)

7| 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第六十一条 (略)

2| (略)

3| (略)

一 第四十三条の十七第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出した書面に記載された料率によらないで、料金を収受したとき。

三 第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を収受したとき。

8| (略)

9| 第五十六条の五第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

10| 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各

4| (略)

5| 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

本項の罰金刑を科する。

- 一 前条第一項 二億円以下の罰金刑
- 二 前条第二項 一億円以下の罰金刑
- 三 前条第五項 同項の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条第三項、第四項、第六項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、五十万円以下の過料に処する。

一 第四十三条の十三第一項の規定による認可を受けずに運営計画の変更をしたとき。

二 第四十三条の十八第一項の規定に違反して、埠頭群の運営の事業の全部を休止し、又は廃止したとき。

- 2 (略)
- 3 (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第四項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

- 2 第六十三条 (略)

附則

(削除)

(削除)

(削除)

2|
(略)

附則

(法令の改廃)

2| 都市計画法の一部を次のように改正する。第十條第二項の次に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ前項ノ場合ノ外港湾ノ管理運営ノ為臨港地区ヲ指定スルコトヲ得

3| 河川法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) ニ規定スル港湾区域ニ付キ前二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲセントスルトキハ当該地方行政庁ニ於テ港湾管理者ニ協議スベシ

4| 臨時物資需給調整法 (昭和二十一年法律第三十二号) の一部を次のように改正する。第三條の二中「地方公共団体」の下に「港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) に規定する港務局を含む。」を加える。

(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する 特例)

5| 重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるものにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する国の負担又は補助については、当分の間、国際拠点港湾における港湾工事の例による。

(港湾工事の費用の負担及び補助についての経過規定)

(削除)

6| 昭和二十六年において、関係地方公共団体がする港湾工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、港湾管理者においてその港湾工事を行うべきときは、国は、昭和二十七年三月三十一日までは、第四十二条又は第四十三条の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港湾管理者のする港湾工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

(削除)

7| 昭和二十六年において、運輸大臣が自らする港湾工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港湾管理者との協議により、引き続き当該港湾工事を自らするときは、国又は当該港湾管理者は、昭和二十七年三月三十一日までは、第五十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港湾工事の費用について、負担するものとする。

(削除)

8| 昭和二十七年において、関係地方公共団体がする港湾工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、港湾管理者においてその港湾工事を行うべきときは、国は、昭和二十八年三月三十一日までは、第四十二条又は第四十三条の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港湾管理者のする港湾工事の費用について、負担し、又は補助するものと

(削除)

する。

9| 昭和二十六年において、運輸大臣が自らする港湾工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港湾管理者との協議により、引き続き当該港湾工事を自らするときは、国又は当該港湾管理者は、昭和二十七年三月三十一日までは、第五十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港湾工事の費用について、負担するものとする。

(昭和六十年度の特例)

10| 第四十二条第二項及び第三項(これらの規定を第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条、第五十二条第三項並びに第十五条の六第一項、第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

(削除)

(削除)

(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例)

11] 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条並びに第五十五条の六第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」とする。

(削除)

12] 第五十二条第二項において準用する第四十二条第二項及び第三項、第五十二条第三項、第五十五条の六第四項において準用する同条第一項並びに同条第五項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五条の六第一項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

(昭和六十二年度から平成二年度までの特例)

(削除)

13| 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条並びに第五十五条の六第一項及び第三項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の七・五」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・二五」とする。

(削除)

14| 第五十二条第二項において準用する第四十二条第二項及び第三項、第五十二条第三項、第五十五条の六第四項において準用する同条第一項並びに同条第五項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第五十五条の六第一項中「十分の六」とあるのは「十分の五・二五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・七五」とする。

(国の無利子貸付け等)

3|
6| (略)

(国の無利子貸付け等)

15|
18| (略)

7 前項に定めるもののほか、附則第三項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 附則第三項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第三項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

9 国は、附則第三項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条第一項又は第二項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第四項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第四十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時

19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

20 附則第十五項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第十五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

21 国は、附則第十五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条第一項又は第二項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

22 国は、附則第十六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第四十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

23 国は、附則第十七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還

において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12) 港湾管理者が、附則第三項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

13) 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助し

時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

24) 港湾管理者が、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十八項及び第十九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

25) 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖繩振興開発特別措置法附則第九条第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあ

た」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖縄振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。

14] 第四十六條の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖縄振興特別措置法附則第九條第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。

15]・16] (略)

17] 国土交通大臣は、附則第十五項の規定による貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る事業（その収益をもつて当該貸付けの対象である工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に関連する事業を含む。以下この項において同じ。）の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貸付けに係る事業に係る業務若しくは資産の状況に関して、報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその職員に、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関

るのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。

26] 第四十六條の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。

27]・28] (略)

29] 国土交通大臣は、附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る事業（その収益をもつて当該貸付けの対象である工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に関連する事業を含む。以下この項において同じ。）の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貸付けに係る事業に係る業務若しくは資産の状況に関して、報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその職員に、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関

係者に質問させ、又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に関する勧告をすることができる。

18| 国は、附則第十五項の規定による貸付けを受けた者が、前項の規定による報告若しくは資料提出の要求、調査若しくは質問に応じなかつたとき又は同項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該貸付けに係る貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

19| 前三項に定めるもののほか、附則第十五項の国の貸付金に関する償還方法その他貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(特定の国際戦略港湾の港湾運営会社の指定に関する特例)

20| 国土交通大臣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から三月以内に国際戦略港湾（第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この項及び附則第三十項において同じ。）における第四十三条の十一第一項の申請がなかつた場合又は同日から三月以内に同項の申請をした者の全てについて同項の指定をしないこととした場合であつて、当面同項の指定をする見込みがないと認めるときは、その埠頭の管理運営の状況その他の状況を勘案して国際戦略港湾の埠頭群の区分を指定し、当該埠頭群の区分ごとに、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、一を限つ

関係者に質問させ、又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に関する勧告をすることができる。

30| 国は、附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者が、前項の規定による報告若しくは資料提出の要求、調査若しくは質問に応じなかつたとき又は同項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該貸付けに係る貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

31| 前三項に定めるもののほか、附則第二十七項の国の貸付金に関する償還方法その他貸付けの条件の基準については、政令で定める。

て、当該区分に係る埠頭群の部分（以下「特定埠頭群」という。）を運営する者（以下「特例港湾運営会社」という。）として指定することができる。

一 特定埠頭群の運営の事業の内容が国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三 特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四 国際戦略港湾において特定埠頭群に含まれない埠頭（特定埠頭群の周辺の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限る。）を運営する場合にあつては、当該埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することが国際戦略港湾における特定埠頭群の運営の効率化に資するものであること。

21 国土交通大臣は、前項の規定による埠頭群の区分の指定又は同項第四号の規定による区域の指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

22 第四十三条の十一第四項及び第五項の規定は、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定について準用する。

23 国土交通大臣は、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定をし

たときは、その日から起算して四年を経過する日までの間（前項において準用する第四十三条の十一第四項の規定により埠頭群の区分の指定を取り消す場合にあつては、当該取消しを行うまでの間）は、同条第一項の規定による指定を行わないものとする。

24 附則第二十項の申請は、同項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。

25 第四十三条の十一第七項から第十項まで及び第四十三条の十二の規定は、附則第二十項の規定による特例港湾運営会社の指定について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「埠頭群」とあるのは「附則第二十項に規定する特定埠頭群」と、「埠頭を運営する」とあるのは「埠頭（附則第二十項第四号の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限り。）を運営する」と読み替えるものとする。

26 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律及び特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。

27 附則第二十項の規定による特例港湾運営会社の指定は、同項の埠頭群

の区分の指定があつた日から起算して四年を経過する日限り、その効力を失う。

28| 特例港湾運営会社は、前項の規定により附則第二十項の規定による指定の効力が失われたときは、その指定に係る特定埠頭群の運営の事業の全部を、当該特定埠頭群に係る国際戦略港湾の港湾管理者又は当該国際戦略港湾に係る第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者に引き継がなければならない。

29| 第四十三条の二十第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

30| 附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算して四年を経過する日において、当該指定に係る国際戦略港湾における特定埠頭群の全てを同一の特例港湾運営会社が同項の規定による指定を受けて運営している場合には、当該特例港湾運営会社については、附則第二十八項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例港湾運営会社は、当該四年を経過する日の翌日において、第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(特定の国際拠点港湾の港湾運営会社に関する特例)

31| 長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、民間の能力の活用によりその運

営の効率化を図ることが国際競争力の強化を図るため特に重要なものとして政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社及び特例港湾運営会社に関する規定を適用する。この場合において、附則第二十三項及び第二十七項並びに前項中「四年」とあるのは「五年」と、附則第二十四項中「一年」とあるのは「二年」とする。

(削除)

(債券発行に関する経過措置)

32] 平成十七年度までの間、第三十条第二項の規定の適用については、同項中「第五条の三第一項、第二項及び第六項（許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）」とあるのは、「第三十三条の七第四項」とし、同項後段の規定は、適用しない。

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（議決権の保有制限）</p> <p>第四条 何人も、指定会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（その者が指定会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として国土交通省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものを除く。以下「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、地方公共団体若しくは港務局（港灣法第四条第一項の規定による港務局をいう。次条第一</p>	<p>（株式）</p> <p>第四条 港灣管理者は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。</p>

項において同じ。又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社を取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の国土交通省令で定める場合において、指定会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

3 前項の場合において、指定会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、指定会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、指定会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場

合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の国土交通省令で定める特別の關係にある者が指定会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の關係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

6 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第四条の二 指定会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（地方公共団体及び港務局以外の者に限る。以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、国土交通省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該指定会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他国土交通省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第四条の三 国土交通大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書

類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（発行済株式の総数等の公表）

第四条の四 指定会社は、国土交通省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（報告及び検査）

第十三条 （略）

2 第四条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（削除）

（罰則）

第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三

（報告及び検査）

第十三条 （略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 第四条第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条の二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第二十条 第十二条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

第二十一条（略）

第二十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（罰則）

第十七条（略）

一 第十七条 二億円以下の罰金刑

二 第十八条 一億円以下の罰金刑

三 第十九条 同条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 四 (略)

(削除)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 四 (略)

五 第十二条の規定による命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 港湾法による港湾施設で<u>国際戦略港湾</u>、<u>国際拠点港湾</u>又は重要港湾に係るものに関する事業</p> <p>ニ・チ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 港湾法による港湾施設で<u>重要港湾</u>に係るものに関する事業</p> <p>ニ・チ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定についての協議）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 港湾管理者が港湾区域について前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であるときは、港湾管理者は、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（指定についての協議）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 港湾管理者が港湾区域について前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する重要港湾であるときは、港湾管理者は、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都市計画を定める者）</p> <p>第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画</p> <p>五 七（略）</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（都市計画を定める者）</p> <p>第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画</p> <p>五 七（略）</p> <p>二 四（略）</p>

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第四十七条 この節、次章及び附則において「<u>港湾環境影響評価</u>」とは、 <u>港湾法</u>（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する<u>国際戦略港湾</u>、<u>国際拠点港湾</u>又は<u>重要港湾</u>に係る同法第三条の三第一項に規定する<u>港湾計画</u>（以下「<u>港湾計画</u>」という。）に定められる<u>港湾の開発</u>、<u>利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全</u>（以下この節において「<u>港湾開発等</u>」という。）が環境に及ぼす影響（以下「<u>港湾環境影響</u>」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその<u>港湾計画</u>に定められる<u>港湾開発等</u>に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における<u>港湾環境影響</u>を総合的に評価することをいう。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第四十七条 この節、次章及び附則において「<u>港湾環境影響評価</u>」とは、 <u>港湾法</u>（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する<u>重要港湾</u>に係る同法第三条の三第一項に規定する<u>港湾計画</u>（以下「<u>港湾計画</u>」という。）に定められる<u>港湾の開発</u>、<u>利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全</u>（以下この節において「<u>港湾開発等</u>」という。）が環境に及ぼす影響（以下「<u>港湾環境影響</u>」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその<u>港湾計画</u>に定められる<u>港湾開発等</u>に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における<u>港湾環境影響</u>を総合的に評価することをいう。</p>

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）（抄）（附則第八条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第七条関係）			
漁港	(略)	(略)	(略)
(略)	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設又は改良の工事 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設又は改良の工事	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設又は改良の工事 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設又は改良の工事	十分の四・五 十分の四・五
事業の区分		事業の区分	
道路	(略)	(略)	(略)
港湾	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設又は改良の工事	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設又は改良の工事	十分の五・五（港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模なもの）の建設又は改良の工事にあつては、十分の四・五
国の負担割合		国の負担割合	

施設	義務教育	設	消防用施
	(略)		(略)
	(略)		(略)

施設	義務教育	設	消防用施
	(略)		(略)
	(略)		(略)

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）（附則第八条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第十一条関係）			
項	事業の区分	項	事業の区分
一・二	(略)	一・二	(略)
三	(略)	三	(略)
三	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する 国際戦略港湾 、 国際拠点港湾 又は 重要港湾 における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	三	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する 重要港湾 における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良
	(略)		(略)
	国の負担又は補助の割合		国の負担又は補助の割合
	(略)		(略)
	十分の五・五（ 港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、十分の四・		十分の五・五（ 港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、十分の四・

四 七			
(略)			
(略)	港湾法第二条第二項に規定する 地方港湾における水域施設等の 建設及び改良		
(略)		十分の四・五	五)

四 七			
(略)			
(略)	港湾法第二条第二項に規定する 地方港湾における水域施設等の 建設及び改良		
(略)		十分の四・五	五)

改正案	現行
<p>（一般国道の意義及びその路線の指定）</p> <p>第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県道の意義及びその路線の認定）</p> <p>第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p>	<p>（一般国道の意義及びその路線の指定）</p> <p>第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県道の意義及びその路線の認定）</p> <p>第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p>

一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二～四 （略）

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

2～7 （略）

一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二～四 （略）

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号の一に規定する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路

2～7 （略）

○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第七条関係）</p> <p>(一) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第四号、第七号及び第八号に規定する費用について</p> <p>（略）</p>	<p>別表（第七条関係）</p> <p>(一) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する費用について</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定港湾施設整備事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定港湾施設整備事業」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾若しくは重要港湾又はその整備を促進することが著しく国民経済の発展若しくは国土の開発に寄与すると認められる同項に規定する地方港湾であつて政令で定めるものにおいて港湾管理者が行う次に掲げる工事をいう。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法第二条第三項の港湾区域内又は同条第四項の臨港地区内において行^う水面の埋立^て、盛土、整地等による土地の造成又は整備</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（特定港湾施設整備事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定港湾施設整備事業」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>に規定する重要港湾又はその整備を促進することが著しく国民経済の発展若しくは国土の開発に寄与すると認められる地方港湾であつて政令で定めるものにおいて港湾管理者が行う左に掲げる工事をいう。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法第二条第三項の港湾区域内又は同条第四項の臨港地区内において行^う水面の埋立^て、盛土、整地等による土地の造成又は整備</p> <p>三・四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（港湾管理者の負担割合の特例）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法第八十条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。</p> <p>一 国際戦略港湾（北海道及び沖縄県の国際戦略港湾を除く。次号及び第三号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。） 十分の四・四</p> <p>二 国際戦略港湾又は国際拠点港湾（北海道及び沖縄県の国際拠点港湾を除く。次号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第三号に規定する施設に係る工事に限る。） 十五分の七</p> <p>三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾（北海道及び沖縄県の重要港湾を除く。）において施行する工事（前二号に掲げる工事を除く。）</p>	<p>（港湾管理者の負担割合の特例）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法第八十条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。</p> <p>一 特定重要港湾（北海道及び沖縄県の特定重要港湾を除く。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。） 十五分の七</p> <p>二 重要港湾（北海道及び沖縄県の重要港湾を除く。）において施行する工事（前号に掲げる工事を除く。） 十分の五・六</p>

（ 十分の五・六
四〇六）（略）

三〇五
（略）

○ 港湾法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十三号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第百十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた港湾工事については、<u>港湾法第五十二条第一項第五号に掲げる港湾工事とみなして、同条第二項の規定を適用する。</u></p>	<p>附則</p> <p>第三条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第百十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた港湾工事については、<u>新港湾法第五十二条第一項第四号に掲げる港湾工事とみなして、同条第二項の規定を適用する。</u></p>

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（埠頭指標対応措置）</p> <p>第二十九条 <u>国際戦略港湾等</u>（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） 第二条第二項に規定する<u>国際戦略港湾</u>、<u>国際拠点港湾</u>又は<u>重要港湾</u>をい う。以下同じ。）における<u>国際埠頭施設</u>（<u>国際航海船舶</u>の利用の状況そ の他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除 く。以下「<u>重要国際埠頭施設</u>」という。）の管理者は、<u>国土交通省令</u>で 定めるところにより、埠頭指標対応措置（当該<u>重要国際埠頭施設</u>の保安 の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該<u>重要国際埠頭施設</u> の内外の監視、<u>国際航海船舶</u>に積み込む貨物の管理その他の当該<u>重要国 際埠頭施設</u>について国土交通大臣が設定する<u>国際海上運送保安指標</u>に対 応して当該<u>重要国際埠頭施設</u>の保安の確保のためにとるべき<u>国土交通省 令</u>で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（水域指標対応措置）</p> <p>第三十七条 特定港湾管理者（<u>国際戦略港湾等</u>（<u>重要国際埠頭施設</u>のある</p>	<p>（埠頭指標対応措置）</p> <p>第二十九条 <u>重要港湾</u>（<u>港湾法</u>（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条 第二項に規定する<u>重要港湾</u>をいう。以下同じ。）における<u>国際埠頭施設</u> （<u>国際航海船舶</u>の利用の状況その他の事情を勘案して<u>国土交通省令</u>で定 める基準に該当しないものを除く。以下「<u>重要国際埠頭施設</u>」という。 ）の管理者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、埠頭指標対応措置 （当該<u>重要国際埠頭施設</u>の保安の確保のために必要な制限区域の設定及 び管理、当該<u>重要国際埠頭施設</u>の内外の監視、<u>国際航海船舶</u>に積み込む 貨物の管理その他の当該<u>重要国際埠頭施設</u>について国土交通大臣が設定 する<u>国際海上運送保安指標</u>に対応して当該<u>重要国際埠頭施設</u>の保安の確 保のためにとるべき<u>国土交通省令</u>で定める措置をいう。以下同じ。）を 実施しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（水域指標対応措置）</p> <p>第三十七条 特定港湾管理者（<u>重要港湾</u>（<u>重要国際埠頭施設</u>のある<u>重要港</u></p>

国際戦略港湾等に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)をいう。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

湾に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)をいう。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾流通拠点地区）</p> <p>第六条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項の竣功認可の告示があった日から一定期間を経過したものの他の国土交通省令で定めるものを除く。）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（港湾流通拠点地区）</p> <p>第六条 重要港湾（港湾法第二条第二項の重要港湾をいう。）の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項の竣功認可の告示があった日から一定期間を経過したものの他の国土交通省令で定めるものを除く。）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（港湾法の一部改正）</p> <p>第三十一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中「<u>第九条第二項</u>」を「又は第八項（これらの規定を第九条第二項）」に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。</p> <p>第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一月を下ることができない。</p> <p>第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項」に改め、「港務局を設立しようとする関係地方公共団体は」及び「次に掲げる区分により」を削り、「<u>手続により</u>、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ」を「<u>ところにより</u>、それぞれ当該各号に定める者に協議し、そ</p>	<p>（港湾法の一部改正）</p> <p>第三十一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中「<u>第九条第二項</u>」を「又は第八項（これらの規定を第九条第二項）」に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。</p> <p>第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一月を下ることができない。</p> <p>第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項」に、「<u>関係地方公共団体より同項の規定による</u>」を「<u>関係地方公共団体から同項の</u>」に、「又は同項」を「<u>又は同項</u>」に、「<u>議会</u>」を「<u>議会</u>」に改め、「港務局を設立しようとする関係地方公共団体は」及び「<u>左の区分により</u>」を削</p>

の同意を得なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾 国土交通大臣

二 避難港であつて都道府県が港務局の設立に加わっているもの 国土交通大臣

三 前号に掲げるもの以外の避難港 予定港湾区域を地先水面とする
地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第五項中「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は一部を含む港湾区域」を加え、「認可」を「同意」に改め、「港湾区域について」を削り、「河川管理者」を「河川法第七条に規定する河川管理者」に、「海岸管理者」を「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「定のあるもの」を「定めのあるもの」に、「こえない」を「超えない」に、「認可を」を「同意を」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を「定め」の「に」、「こえることがやむをえない」を「超えることがやむを得ない」に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、同条第十項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「処分をした」を「同意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、「調停」を「規定による調停」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中

り、「手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ」を「ところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 重要港湾 国土交通大臣

二 避難港であつて都道府県が港務局の設立に加わっているもの 国土交通大臣

三 前号に掲げるもの以外の避難港 予定港湾区域を地先水面とする
地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第五項中「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は一部を含む港湾区域」を加え、「認可」を「同意」に改め、「港湾区域について」を削り、「河川管理者」を「河川法第七条に規定する河川管理者」に、「海岸管理者」を「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「定のあるもの」を「定めのあるもの」に、「こえない」を「超えない」に、「認可を」を「同意を」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を「定め」の「に」、「こえることがやむをえない」を「超えることがやむを得ない」に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、同条第十項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「処分をした」を「同意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、「調停」を「規定による調停」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中

「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事」を「次の各号に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る争い 国土交通大臣

二 地方港湾に係る争いであつて都道府県が争いの当事者であるもの
国土交通大臣

三 前二号に掲げるもの以外の港湾に係る争い 予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港湾区域について、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、かつ、港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超えないものを定めなければならない。ただし、同法に基づく港の区域の定めのある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営する

「第七項の」を「第十項の規定による」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事」を「次の各号に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一 重要港湾に係る争い 国土交通大臣

二 地方港湾に係る争いであつて都道府県が争いの当事者であるもの
国土交通大臣

三 前二号に掲げるもの以外の港湾に係る争い 予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港湾区域について、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、かつ、港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超えないものを定めなければならない。ただし、同法に基づく港の区域の定めのある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営する

ために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めることができる。

8 前項の関係地方公共団体は、第三項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局の港湾区域について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（都道府県が港務局の設立に加わっていない場合にあつては、当該港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区域又は海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域の全部又は一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

い。
第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「第六項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第八項の規定による変更の届出のあつた港湾区域が同条第七項の規定に

ために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めることができる。

8 前項の関係地方公共団体は、第三項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局の港湾区域について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（都道府県が港務局の設立に加わっていない場合にあつては、当該港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区域又は海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域の全部又は一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

い。
第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「第六項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第八項の規定による変更の届出のあつた港湾区域が同条第七項の規定に

違反していると認めるときは、当該届出を行った港務局に対し、港湾区域を変更すべきことを求めることができる。

4 港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾区域について、必要な変更を行わなければならない。

第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を「を定め、又はこれを変更した」に改める。

第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に「、第一項の認定の申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において」を加え、同項に次の各号を加える。

一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三

十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

第五十四条の三第四項中「第六項の」を「第七項の規定による」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の規定により港湾管理者」を「第七項の規定により港湾管理者」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、第六項」を「、第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、

違反していると認めるときは、当該届出を行った港務局に対し、港湾区域を変更すべきことを求めることができる。

4 港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾区域について、必要な変更を行わなければならない。

第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を「を定め、又はこれを変更した」に改める。

第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に「、第一項の認定の申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において」を加え、同項に次の各号を加える。

一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三

十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

第五十四条の三第四項中「第六項の」を「第七項の規定による」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の規定により港湾管理者」を「第七項の規定により港湾管理者」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、第六項」を「、第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 港湾管理者は、第二項の認定（第三項の規定により国土交通大臣の同意を得てしたものを除く。）をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十条第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第四項」に、「規定による港湾区域の認可」を「同意（国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに限る。）」に改め、同条第二号中「第四条第九項」を「第四条第十二項」に改める。

第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「第八項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。」並びに「を」を含む。、第九条第三項並びに「に」、「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに限る」、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

（道路法の一部改正）

第三十三条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 港湾管理者は、第二項の認定（第三項の規定により国土交通大臣の同意を得てしたものを除く。）をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十条第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第四項」に、「規定による港湾区域の認可」を「同意（重要港湾に係るものに限る。）」に改め、同条第二号中「第四条第九項」を「第四条第十二項」に改める。

第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「第八項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。」並びに「を」を含む。、第九条第三項並びに「に」、「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに限る」、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

（道路法の一部改正）

第三十三条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「基いて」を「基づいて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たっては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代え」を「代えて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「一に規定する」を「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改め、同条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「基いて」を「基づいて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たっては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代え」を「代えて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第三十条第一項中「道路の構造の」を「高速自動車国道及び国道の構造の」に、「道路の種類」ごとに左の各号に」を「次に」に改め、同項第十一号中「を除く外、道路」を「のほか、高速自動車国道及び国道」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 通行する自動車の種類に関する事項

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者であ

第三十条第一項中「道路の構造の」を「高速自動車国道及び国道の構造の」に、「道路の種類」ごとに左の各号に」を「次に」に改め、同項第十一号中「を除く外、道路」を「のほか、高速自動車国道及び国道」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 通行する自動車の種類に関する事項

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者であ

る地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第七十四条の見出しを「(国土交通大臣の認可)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十九条第一項後段を削る。

附 則

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第三十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の港湾法(以下この条において「旧港湾法」という。)第四条第四項(旧港湾法第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認可があつた港湾区域は、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港については第三十一条の規定による改正後の港湾法(以下この条において「新港湾法」という。)第四条第四項(新港湾法第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の同意があつた港湾区域とみなし、避難港以外の地方港湾については新港湾法第四条第八項(新港湾法第九

る地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第七十四条の見出しを「(国土交通大臣の認可)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十九条第一項後段を削る。

附 則

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第三十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の港湾法(以下この条において「旧港湾法」という。)第四条第四項(旧港湾法第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認可があつた港湾区域は、重要港湾及び避難港については第三十一条の規定による改正後の港湾法(以下この条において「新港湾法」という。)第四条第四項(新港湾法第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の同意があつた港湾区域とみなし、避難港以外の地方港湾については新港湾法第四条第八項(新港湾法第九

条第二項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による届出があつた港湾区域とみなす。

2 第三十一條の規定の施行の際現に旧港湾法第四條第四項の規定によりされている認可の申請は、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港に係るものにあつては新港湾法第四條第四項の規定によりされた協議の申出と、避難港以外の地方港湾に係るものにあつては同条第八項の規定によりされた届出とみなす。

3
(略)

において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による届出があつた港湾区域とみなす。

2 第三十一條の規定の施行の際現に旧港湾法第四條第四項の規定によりされている認可の申請は、重要港湾及び避難港に係るものにあつては新港湾法第四條第四項の規定によりされた協議の申出と、避難港以外の地方港湾に係るものにあつては同条第八項の規定によりされた届出とみなす。

3
(略)

改正案	現行（附則第九条による改正後のもの）
<p>（一般国道の意義及びその路線の指定）</p> <p>第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般国道の意義及びその路線の指定）</p> <p>第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国の無利子貸付け等）</p> <p>第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。</p> <p>2 廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項及び第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>（国の無利子貸付け等）</p> <p>第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。</p> <p>2 廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。</p>

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（機構の業務の特例）、<u>港湾法附則第十五項</u>（国の融資の特例）又は漁港漁場整備法附則第十一項（国の融資の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規定に規定する公共の用に供する施設、<u>港湾施設又は漁港施設</u>（国又は地方公共団体（港務局を含む。）に寄附されることを条件として都市計画法第五十九条第四項（施行者）の認可その他の処分政令で定めるものを受けて整備されるこれらの施設に限る。）の用に供される土地等</p> <p>二〇～二四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（機構の業務の特例）、<u>港湾法附則第二十七項</u>（国の融資の特例）又は漁港漁場整備法附則第十一項（国の融資の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規定に規定する公共の用に供する施設、<u>港湾施設又は漁港施設</u>（国又は地方公共団体（港務局を含む。）に寄附されることを条件として都市計画法第五十九条第四項（施行者）の認可その他の処分政令で定めるものを受けて整備されるこれらの施設に限る。）の用に供される土地等</p> <p>二〇～二四（略）</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第百九十八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け</p> <p>十四～十九（略）</p> <p>附則</p> <p>（港湾勘定の歳入及び歳出の特例等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項又は沖縄振興特別措置</p>	<p>（目的）</p> <p>第百九十八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け</p> <p>十四～十九（略）</p> <p>附則</p> <p>（港湾勘定の歳入及び歳出の特例等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項又は沖縄振興特</p>

法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同項第二号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同号

別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同項第二号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一

ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4 港湾勘定において港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の合

項」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付

計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6
～
8 (略)

金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6
～
8 (略)